

榛生昇陽高等学校 部活動に係る活動方針

令和3年4月1日

1 活動の意義と目的

部活動は、学校教育活動の一環として、生徒が自発的・自主的にスポーツや文化活動等を行うことにより、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。また、単に知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成するものであり、人間形成を支援することを目的とする。

2 運営及び指導について

- (1) 年間並びに月間の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- (2) 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- (3) 施設・設備の点検を定期的実施するとともに、活動時の天候にも注意して、安全に活動できるようにする。
- (4) 保護者との連携を密に図り、活動に対する理解が得られるように努める。
- (5) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。

3 活動時間及び休養日等の設定について

(1) 活動時間

- ア 平日は2時間程度、休業日（長期休業を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ 考査時間割発表日から考査最終日前日までは、活動を行わない。
- ウ 競技・種目等の特性や公式試合・コンクール等との関連性などに配慮する必要があることから、学校長の許可を受けた場合に限り、弾力的に取り扱うことを可能とする。
なお、その際は、生徒・保護者に十分な理解を得ることとする。

(2) 休養日

- ア 原則、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とする。ただし、土曜日及び日曜日に大会やコンクール等に参加した場合は、他の日に振り替える。
- イ 各学期中、公式試合・コンクール等の開催期間との関係により、週当たり2以上の休養日の設定が困難な場合は、次の(ア)及び(イ)の期間毎に、1週平均2日以上休養日を設ける。
 - (ア) 各学期初日から中間考査時間割発表日前日までの期間
 - (イ) 中間考査終了日前日から期末考査時間割発表日前日までの期間
- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。

(3) その他

練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。